

延岡市離島航路補助要綱

昭和57年 4月14日
延岡市告示第46号

(趣 旨)

第1条 市は、離島航路の維持及び改善を図り、もって離島住民の生活の安定と福祉の向上に資するため、離島航路事業者に対して補助金を交付するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年延岡市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島航路 離島航路整備法（昭和27年法律第226号、以下「法」という。）第2条第1項に規定する航路をいう。
- (2) 離島航路事業者 法第2条第2項に規定する離島航路事業者で同法第3条に規定する国の航路補助金の交付を受ける者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、法の適用を受ける離島航路で欠損を生じている離島航路事業者とする。

(補助対象の額)

第4条 補助対象の額は原則として、差引当期純欠損額から当該純欠損額に係る国庫補助金を差し引いた額とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、前条に規定する補助対象の額を限度として、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付の申請)

第6条 前条の規定に基づく補助金の交付を受けようとする離島航路事業者は、規則第3条の規定により、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 離島航路整備法第8条及び同法施行規則第4条の規定により国土交通大臣へ提出する航路損益計算書（添付書類を含む。）の写し
- (2) 国土交通大臣からの離島航路補助金の額の確定通知書の写し
- (3) 宮崎県知事からの離島航路補助金の額の確定通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指導監督)

第7条 市長は必要と認めるときは、補助金の交付決定または交付を受けた補助航路事業者に対して、補助事業に関する必要な報告もしくは資料等の提出を求め、または必要な事項を指示することができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、補助金の交付決定または交付を受けた補助航路事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定の全部もしくは一部を取消し、またはすでに交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助航路事業者が法第11条の規定により国の航路補助金を返還したとき。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和57年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年12月3日から施行し、平成5年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月6日から施行し、平成24年度に交付する補助金から適用する。



「元気のいい三北地域づくり支援事業」補助金交付要綱

平成22年4月1日施行
延岡市企画部企画課

(趣旨)

第1条 この要綱は、北方町、北浦町、北川町地域（以下「三北地域」という。）の自然、文化、歴史、産業など、特色のある地域資源を活用し地域の活性化を図り、また地域内の交流を深めることで、元気な地域づくりにつながる事業に対して補助金を交付するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、三北地域の住民からなる公益的な活動を行う団体であって、申請事業に対して他の機関・団体から資金的援助を受けていないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の目的に沿うものであると市長が認めた団体については、補助金を交付することができる。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、三北地域の自然、文化、歴史、産業など特色のある地域資源を活用した活動や交流を深めることで、元気な地域づくりにつながる事業であって、当該会計年度内に完了するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業には、補助金は交付しない。
- (1) 営利を主たる目的として実施されるもの
 - (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - (3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
 - (4) 施設の建設を主たる目的とするもの
 - (5) 他の補助制度により補助金等の交付を受けるもの
 - (6) その他補助金を交付することが適当でないと認められるもの

(実施期間)

第4条 補助金を交付する期間は平成22年度から24年度までの間とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に直接要する経費（専ら団体の構成員が飲食等を行うために要する経費を除く。）とする。

(補助金の額等)

第6条 交付する補助金の額は、予算の範囲内とする。

(申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に別添様式による書類を添えて、別に定める時期までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(検討会議)

第8条 前条の規定によりなされた申請に関し、次に掲げる事項の検討を行うため、各総合支所に検討会議を置く。

- (1) 事業の目的及び内容
- (2) 補助金の額
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 検討会議の委員は、総合支所長ほかの市職員で構成し、委員長は総合支所長とする。

(補助金を交付する事業の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告された検討の結果を尊重し、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 補助金は、精算払いにより交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

定住自立圏民間等広域連携支援事業
(官民連携ひむかエリア広域観光推進事業)費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定住自立圏民間等広域連携支援事業(官民連携ひむかエリア広域観光推進事業)費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、予算及び延岡市補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、定住自立圏民間等広域連携支援事業(官民連携ひむかエリア広域観光推進事業)(以下「事業」という。)に要する費用の一部を補助することにより、宮崎県北定住自立圏共生ビジョンにおける取組である圏域観光の推進に資することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、事業実施のための謝金、旅費、消耗品費、会議等連絡費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料費、使用料及び賃借料、その他事業の実施のために市長が必要かつ適正と認める経費とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる者は、ひむか経済懇談会とする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、予算に定める額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

延岡をめぐる4Dayマーチ事業実施助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市制施行80周年記念事業として、地域の魅力の再認識と、市民意識の更なる一体感の醸成を図るために、旧1市3町の4コースで実施されるウォークラリー（以下「延岡をめぐる4Dayマーチ」という。）を実施する団体に対して補助金を交付するものとし、その交付について、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、延岡をめぐる4Dayマーチを実施する旧1市3町の各実行委員会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、延岡をめぐる4Dayマーチの実施に係る事業であって、平成24年度内に完了するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に直接要する経費（専ら団体の構成員が飲食等を行うために要する経費を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が認めた額とする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、規則第12条に規定する概算払により交付する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

大学おうえん協議会規約

(本会の名称)

第1条 本会は、大学おうえん協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、九州保健福祉大学を活かしたまちづくり事業の応援に取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、前条の主旨に賛同する宮崎県北部の住民並びに、各種団体及び民間事業所等をもって組織する。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 役員は、会員の中から選出する。

(役員任期)

第5条 役員任期は、4年とする。但し、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(顧問及び特別顧問)

第7条 本会に、顧問及び特別顧問を置くことができる。

2 顧問及び特別顧問は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び会長、副会長による役員会とする。

2 会議は、会長が招集し、議長となる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

4 役員会をもって、総会に代えることができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、延岡市大学推進室に置く。

(会計)

第10条 本会の経費は、賛助会費、補助金、及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成11年3月1日から施行する。

2 第10条第2項の規定にかかわらず、本会の設立初年度の会計年度は、本会の設立の日から平成12年3月31日までとする。

(財産等の承継)

3 本会は「大学をつくろう協議会」の組織を承継し、全ての財産等を引き継ぐものとする。

4 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

延岡市学術学会誘致推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において学術学会を主催する団体に対し予算の範囲内で補助金を交付することにより、学術学会の誘致を推進し、本市の活性化を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、延岡市補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者は、市内で開催される学術学会(近隣市町村を含めた区域において開催される学術学会にあっては延岡市が主会場となることを要する。)を主催する団体(以下「主催者」という。)であって、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 参加規模が国際規模、全国規模並びに西日本規模及び九州規模であること。
- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 国又は地方公共団体の賛同が得られると認められるものであること。
- (4) 延岡市の活性化に資するものであると認められるものであること。
- (5) 延岡市から他の補助がないものであること。
- (6) 延べ参加者数が100人以上であること。ただし、市長が認めるときはこの限りではない。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、学術学会の開催に要する費用のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 会場使用料
- (2) 会場用備品等リース料
- (3) 講師等の招聘にかかる謝金、旅費、宿泊料等
- (4) 現地見学会等経費
- (5) 印刷製本費
- (6) その他必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、学術学会の規模に応じて、別表に定める補助限度額を上限とする。ただし、主催者が財団法人みやざき観光コンベンション協会(以下「観光コンベンション協会」という。)から補助金の交付を受ける場合においては、原則として、観光コンベンション協会が交付する補助金の額の2分の1の割合の額をもって、補助金の額の上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、学術学会の内容、開催意義等を勘案し、市長が特に必要と認めるときは、別に補助限度額を定めることができる。

(補助金の交付等の決定)

第5条 観光コンベンション協会と市が補助を行う場合における規則第4条の規定の適用については、補助金の交付及び額の決定は両者協議の上決定する。

(補助金の交付方法)

第6条 この要綱に基づく補助金は、精算払いにより交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができる。

(補則)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年5月1日から施行し、平成13年度の予算に係る学術学会誘致推進事業補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の予算に係る学術学会誘致推進事業補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成21年9月28日から施行し、平成21年度の予算に係る学術学会誘致推進事業補助金から適用する。

別表

延べ参加者数	規模別補助限度額	
	国際・全国規模	西日本及び九州規模
100人～499人	250千円	
500人～999人	500千円	250千円
1,000人～1,499人	750千円	250千円
1,500人～1,999人	1,000千円	500千円
2,000人以上	1,250千円	500千円

延岡市大学入学奨励金交付要綱

(目的)

第1条 大学は、産学官連携による新産業の創出、学会等による交流人口の増加、教育・文化の振興など、本市のまちづくりを進めるうえで、貴重な地域資源となっている。この要綱は、市内の大学に入学する者に対し、助成金を交付することにより、市内の大学への進学を促進し、高等教育への就学機会を確保するとともに、大学の活性化を支援し、もって、本市の大学を活かしたまちづくりの一層の推進と高等教育環境の充実に目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 市内に設置されている、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。
- (2) 留学生 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の四の表の留学の在留資格を認められた外国人留学生であって、国費外国人留学生制度実施要綱（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。
- (3) 保護者 父又は母とし、父母ともに不在の者にあつては、3親等以内の親族とする。

(大学入学奨励金の交付)

第3条 市長は、次の各号のいずれかの要件を満たす、大学に入学した者（留学生を含む。）であつて、延岡市の地域活動に積極的に参加し、地域住民等との交流を図るとともに、地域貢献への意思と資質があると認められる者に対し、大学入学奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。ただし、大学院及び通信制の学部に入学者及び他の大学等から編入する者は、交付の対象外とする。

- (1) 入学日において本市に住所又は生活の本拠を有し、かつ、その者の保護者が、入学日の属する年の前年の1月1日以前から引き続き本市の住民基本台帳に登録されている者であること。
 - (2) 入学日の属する年の前年の1月1日以前から引き続き本市の住民基本台帳に登録されており、かつ、大学の学費、生活費その他在学に必要な経費（以下「在学経費」という。）を自ら負担していること。
 - (3) 留学生にあつては、入学日において本市の外国人登録原票に登録されており、かつ、学業、人物がともに優れていることについて、大学の長の推薦を受けることができること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第1号の要件を満たす者にあつては保護者、前項第2号の要件を満たす者にあつては大学に入学した者が、延岡市税を滞納しているときは、奨励金は交付しない。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、入学金相当額を限度として、予算の範囲内において定める。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、入学奨励金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し（第3条第1項第1号の要件を満たす者にあつては、在学経費を負担する者の住民票の写し）又は外国人登録証明書の写し
- (2) 身上書（様式第2号）
- (3) 第3条第1項に規定する地域貢献への意思及び資質に関する大学の長の推薦書（様式第3号）及び大学に入学する者の誓約書（様式第4号）
- (4) 留学生にあつては、第3条第1項第3号に規定する大学の長の推薦に係る推薦書
- (5) 市税の完納証明書（第3条第1項第1号の要件を満たす者にあつては、在学経費を負担する者の市税の完納証明書）

(交付の決定)

第6条 市長は、奨励金の交付を決定したときは、決定通知書（様式第5号）により、前条の規定に基づき申請した者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 奨励金の交付を請求するときは、入学奨励金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 奨励金の交付の決定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消し、すでに奨励金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 入学日から6月以内に大学を退学又は転学したとき。
- (2) 特段の事情なく本市から転出したとき。
- (3) 不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたと認められるとき。
- (4) 公序良俗に反する等奨励金の交付を受ける者として適当でない行為があつたと認められるとき。

(届出)

第9条 奨励金の交付の決定を受けた者は、次のいずれかに該当することとなつたときは、届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 前条第1号及び第2号に該当したとき。
- (2) 奨励金の交付申請を取り下げるとき。

(申請等の手続)

第10条 第5条の交付申請、第6条の決定通知及び前条の届出は、大学の長を通じて行うものとする。

- 2 市長は、第7条の請求に基づき奨励金を支給するときは、大学の長を通じて行うものとし、大学の長は、支給を完了したときは、完了報告書（様式第8号）に支給を受けた者の領収証を添えて、市長に届け出なければならない。

「干支の町づくり活動推進会議」補助金交付要綱

平成23年6月10日施行
北方町総合支所地域振興課

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の間に意欲と連帯の気運を高め、環境にやさしく活力に満ちた住みよい干支の町づくりの運動を推進することを目的とする活動（以下「干支の町づくり活動」という。）に対して補助金を交付するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、第1条の干支の町づくり活動に賛同する北方町域内自治区内の機関及び団体で構成する公益的な活動を行う団体であって、申請事業に対して他の機関・団体から補助金を受けていないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の目的に沿うものであると市長が認めた団体については、補助金を交付する事ができる。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、住民の間に意欲と連帯の気運を高め、環境にやさしく活力に満ちた住みよい北方町づくりにつながる事業であって、当該会計年度内に完了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業には、補助金は交付しない。

- (1) 営利を主たる目的として実施されるもの
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- (4) 施設の建設を主たる目的とするもの
- (5) 他の補助制度により補助金などの交付を受けるもの
- (6) その他補助金を交付することが適当でないと認められるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に直接要する経費（専ら団体の構成員が飲食等を行うために要する経費を除く。）とする。

(補助金の額など)

第5条 交付する補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

近畿地区北浦町人会補助金交付要綱

(目的)

第1条 近畿地区に在住する延岡市北浦町(旧北浦町)の出身者をもって構成される近畿北浦会に対して補助金を交付し、ふるさと延岡市北浦町との連携を深め、会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

(他の規定との関係)

第2条 前条の目的を達成するため、補助金の交付についての必要な事項は、延岡市補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 この要綱の定める補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、近畿北浦会とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金の申請があったときは、規則第4条各項の規定により補助金の交付決定を行い、補助指令書(様式第2号)をもって交付の申請者に対して決定の内容を通知しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付し、又は補助事業の遂行について突地に調査することができる。

(変更等の届出)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の決定を受けた後に特段の事由が生じたときは、規則第6条及び第7条の規定により、申請の取下げ及び補助事業の中止又は変更を行うことができる。

2 補助事業者は、補助事業の中止又は変更を行おうとするときは、あらかじめその内容を申請書(様式第3号)により、市長に提出し承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該会計年度終了後20日以内に、事業実績報告書に収支決算書、その他指示する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第9条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第9条第1項に規定する補助金等請求書(様式第4号)により、市長が指示する書類を添え市長に請求しなければならない。

2 市長は、補助事業者より請求があった場合において補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、規則第12条の規定により、補助金について概算払いをすることができる。

3 第1項の規定は、前項の請求について準用する。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助事業者が補助金を他の用途へ支出する等、補助金の交付目的に著しく反したとき。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

干支の町づくり運動推進会議会則

(名 称)

第1条 この会の名称を、干支の町づくり運動推進会議（以下「推進会議」という。）とする。

(目 的)

第2条 推進会議は、住民の間に意欲と連帯の気運を高め、環境にやさしく活力に満ちた住みよい干支の町づくりの運動を推進することを目的とする。

(構 成)

第3条 推進会議は、第2条の目的に賛同する北方町地域自治区内の機関及び団体で構成する。

(事 業)

第4条 推進会議は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 干支の町づくり運動の企画立案に関すること。
- ② 干支の町づくり運動の普及啓発に関すること。
- ③ 干支の町づくり運動に関係のある機関、団体等との連絡調整に関すること。
- ④ 大原桜によるまちづくりの推進に関すること。
- ⑤ ロードクリーン作戦に関すること。
- ⑥ その他干支の町づくり運動を推進するために必要なこと。

(役 員)

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 理 事 若干名
- ④ 監 事 2名

2 会長、副会長、理事、監事は総会において選任する。

(職 務)

第6条 会長は、会務を総理し推進会議を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は役員会に出席し、推進会議に必要な事項を協議し決定する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、会長がこれを選び次の総会において承認を求める。

3 補欠による役員任期は、前任者の在任期間とする。

(名誉会長)

第8条 推進会議に名誉会長を置き、相当職をもってあてる。

(会 議)

第9条 推進会議の会議は、総会と役員会とする。

(総 会)

第10条 総会は毎年1回開催する。但し、会長が必要と認めるときは臨時に開催

することができる。

- 2 総会は会長が招集し、会長が議長を務める。
- 3 総会は次の事項を協議し決定する。
 - ① 会則の制定と改廃に関する事。
 - ② 役員を選任に関する事。
 - ③ 事業計画と予算に関する事。
 - ④ 事業報告と決算に関する事。
 - ⑤ その他、重要事項に関する事。
- 4 総会の決議は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長が決定する。

(役員会)

第 11 条 役員会は、次の事項を協議し決定する。

- ① 推進会議の運営に関する事。
 - ② 緊急に処理を要する事項に関する事。
 - ③ 総会提案事項に関する事。
 - ④ その他必要と認められる事項に関する事。
- 2 役員会は前項第 2 号の事項を処理したときは、次の総会において報告しなければならない。
 - 3 前条第 4 項の規程は、役員会の議決に準用する。

(事務局)

第 12 条 推進会議の事務局は、地域振興課に置く。
2 事務局に関する事は会長が別に定める。

(会計)

第 13 条 推進会議の経費は、補助金とその他の収入をもってあてる。

2 推進会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(その他)

第 14 条 この会則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この会則は、平成 17 年 7 月 19 日に施行する。

附則

この会則は、平成 18 年 7 月 25 日に施行する。

附則

この会則は、平成 19 年 6 月 27 日に施行する。

附則

この会則は、平成 20 年 6 月 30 日に施行する。

附則

この会則は、平成 21 年 7 月 16 日に施行する。

附則

この会則は、平成 22 年 6 月 8 日に施行する。

北 浦 会 会 則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は北浦会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を増進することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 親睦に関する事業
- (2) 文化・経済に関する事業
- (3) 教育・福祉に関する事業
- (4) 会報の発行
- (5) その他、必要と認める事業

(活動の方針)

第 4 条 本会は、会員の協力によって、自主的に活動し、営利的、政治的、宗教的な活動は行わない。

但し、個人の自由の選択は、これを妨げない。

(事務局)

第 5 条 本会の事務局は、会長の定めるところに置く。又必要に応じ、各地区に支部・連絡所を置くことができる。

第 2 章 会員及び役員

(会の構成・役員)

第 6 条 本会の会員は、近畿地区に居住し、または勤務する北浦町出身者、又は縁故者で、本会の主旨に賛同した者をもって構成する。

(役員の種類及び定数)

第 7 条 本会は次の役員を置き、会の円滑なる運営を図る。

会 長 1 名 副会長 3 名 理事長 1 名
理 事 若干名 監 査 1 名 会 計 2 名

2 役員は役員会において、会員中より互選、又は推薦により、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 8 条 会長は本会を代表し、議事その他会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事長は会長の命を受け、会の事務機関を統括し、会務を推進処理する。

4 理事は理事会を構成し、会の業務を審議する。

5 監査は、会の運営・会計業務その他を監査する。

6 会計は、会の会計事務を担当し、会計報告および決算を行う。

(相談役・顧問)

第 9 条 本会には、相談役、顧問を置くことができる。又相談役・顧問は役員会の議を経て、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 10 条 本会の各役員の仕事は、年とする。但し再任は妨げない。

第3章 機 関

(会議の種類)

第11条 本会は次の会議を置き会長がこれを召集する。

(1) 定例総会 (2) 臨時総会 (3) 理事会

(総 会)

第12条 総会は本会会員によって構成し、原則として、年1回開催する。又必要に応じ臨時に開くことがある。

2 総会は、次の事項を審議し、決議する。

事業報告書・事業計画書・会計報告・新役員の選出・その他の事項

(理事会)

第13条 理事会は第7条の役員をもって構成し、必要と認めた事項について審議する。

2 理事会は、構成員の過半数の請求があった場合、又会長が必要と認めたとき、臨時に開くことができる。

第3章 会 計

(会の経費)

第14条 本会の会費は、年額一世帯当たり2,000円とする。

2 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の諸収入をもってあてる。

3 経費に不足ができたときは、役員会の議決を得て、臨時に会費を集めることができる。

第15条 会費は原則として、会計に納入する。

2 いったん納入した会費は返還しないものとする。

第16条 会員の慶弔については、次の金額を贈る。

会員が死亡したとき 10,000円

第17条 本会の会計年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わるものとする。

第5章 入会・脱会

(入 会)

第18条 本会に加入するときは、第6条に定められた所要の事項を記入のうえ、入会金1,000円を納め、事務局又は地区幹事に申込まなければならない。

(脱 会)

第19条 本会の会費の納入を怠った者は脱会したものとみなす。この場合、財産の配分は行わない。正式脱会者も同様とする。

(届 け)

第20条 本会の会員が住所及びその他の事項で変更したときは、事務局又は地区幹事に届け出なければならない。

附 則

第21条 本会の会則は、昭和59年11月1日より実施する。

大学を活かしたまちづくり学生宿舍整備促進助成金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、九州保健福祉大学並びに聖心ウルスラ学園短期大学の学生及び教職員（以下「学生等」という。）の宿舍を確保するため、一定の要件を備えた建物（以下「学生宿舍」という。）を新たに建築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいう。）した者に予算の範囲内で助成金を交付することにより、大学を活かしたまちづくりを促進することを目的とする。

2 この要綱に基づく助成金の交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成金の交付対象)

第2条 この要綱に基づく助成金の交付対象は、次のすべての条件を満たす学生宿舍（土地を除く）に係る固定資産税の納税義務者とする。

- (1) 平成10年4月1日から平成18年3月31日までの間に延岡市内に新築された学生宿舍であって、平成11年度から平成19年度までの間に新たに固定資産税が賦課されることとなるもの。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第228号）附則第16条による固定資産税の新築軽減の適用を受けていないこと。
- (3) 学生等が当該学生宿舍の総室数3分の2以上（次の算式により求めた割合をいう。）入居していること。

$$\frac{\text{学生等の総入居月数（4月～12月）}}{\text{総室数} \times 9 \text{（4月～12月）}} \geq \frac{2}{3}$$

- (4) 当該学生宿舍の固定資産税の納税義務者が当該学生宿舍に係る固定資産税を滞納していないこと。

(助成金の額及び助成期間)

第3条 この要綱に基づく助成金の額は、学生宿舍に賦課される固定資産税の税額の3分の1に相当する額とする。この場合において、助成金の交付対象となる建物が学生宿舍及びその他の用途に供するものであるときは、その建物に賦課される固定資産税の税額を学生宿舍とその他の用途ごとに床面積で按分し、学生宿舍の床面積に相当する固定資産税の税額を基礎とする。

- 2 この要綱に基づく助成金の助成期間は、申請のあった年度から3年間を限度とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、附則第2項の規定によりこの要綱が失効した年度の翌年度以降は、この要綱に基づく助成は行わない。

(交付申請書の添付書類等)

第4条 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 学生宿舎調書
- (2) 学生宿舎の建物平面図及び位置図
- (3) 学生等入居者申告書
- (4) 学生宿舎に係る賃貸借契約書の写し
- (5) 学生宿舎に係る固定資産税評価証明書
- (6) 完納証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 規則第3条に規定する市長が定める時期は、毎年1月末日とする。

3 規則第3条の規定にかかわらず、事業計画書及び資金計画書は、添付を要しない。

(助成金の請求)

第5条 規則第9条の規定にかかわらず、補助金等交付請求書は、別に市長が定める日までに市長に提出するものとする。この場合において、事業実績報告書、収支計算書その他の書類は、添付を要しない。

(交付決定の取り消し等)

第6条 規則第10条に規定する場合のほか、偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた者があるときは、市長は、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(補則)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成13年1月4日から施行し、平成10年4月1日以後に建築された学生宿舎について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成21年度限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

リフレッシュのべおか推進助成事業補助金交付要綱

平成17年 4月 1日

延岡市企画部企画課

(趣 旨)

第1条 この要綱は、「今以上に個性的で豊かな延岡の再生と創造ーリフレッシュのべおかー」を基本的方向として本市全体の活性化を推進するため、地域住民が自ら考え行うまちづくり活動に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年延岡市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる活動の実施及び当該活動に係る企画、調査、研究等のうち、交流の活発化など地域づくりに十分な効果が期待できる事業で、かつ、毎計年度内に完了するものとする。

- ① コミュニティ活動
- ② 地域振興活動
- ③ イベント開催
- ④ 人づくり

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動には、補助金は交付しない。

- ① 営業活動として実施されるもの
- ② 政治活動または宗教活動に関するもの
- ③ 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- ④ 他の補助事業の対象となり、補助金の交付を受けているもの
- ⑤ 事業の効果が特定の個人や団体、法人等に限られるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内で活動する団体、グループ、自治会、特定非営利活動法人等で、平素より自主活動について他の機関・団体から資金的援助（協賛金、寄附金を除く）を受けていないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の趣旨に沿うものであると市長が認めた者については、補助金を交付することができる。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、1件につき補助対象事業に要した経費（食糧費的経費を除く。）の2分の1以内の額とし、500千円を限度とする。ただし、その額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象事業を継続して実施する場合の補助金の交付は、3年を限度とする。

この場合において、当該事業に係る2年目の補助金の額は、初年度補助額の4分の3または300千円のいずれか低い額を限度とし、3年目の補助金の額は、2年目の補助額の4分の3または200千円のいずれか低い額を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、500千円を上限として補助金を交付することができる。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日の間に規則第3条の規定に基づく申請をしなければならない。

(審査委員会の設置)

第6条 補助金の交付に関し、次の各号に掲げる事項を審査するため、審査委員会を置く。

①補助対象事業の目的及び内容

②補助対象者

③補助金の額

④その他規則第4条に掲げる事項

2 審査委員会の委員は、企画部長、総務部長、企画課長、財政課長をもって構成し、委員長を企画部長とする。また、委員長は必要に応じて他の関係部課長の出席を求め、意見を聴くことができる。

(補助金の支払い)

第7条 補助金は、精算払とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、補助額の2分の1以内の額を概算払により交付することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

「アスリートタウンのべおか推進協会」支援要綱

(趣 旨)

第1条 本協会の目的を達成するため、団体等が本市で開催するスポーツイベントや合宿に対して予算の範囲内で支援を行うものとし、その内容に関しては、この要綱に定めるところによる。

(支援対象)

第2条 協会が支援対象とするスポーツイベント及び合宿は、次のとおりとする。

1 スポーツイベント

- (1) 全国規模もしくはそれに準ずるスポーツ大会
- (2) 全国もしくは九州地区以上を統括する競技団体が公認や後援をするスポーツ大会
- (3) 日本体育協会に加盟する競技団体を有するスポーツ種目
- (4) 過去に本市での開催実績のあるスポーツ大会
- (5) 本市で継続して開催が見込まれるスポーツ大会
- (6) 市民参加の度合いや市民の認知度が比較的高いスポーツ大会
- (7) 観客動員数や情報発信等において、特徴のあるスポーツ大会

2 スポーツ合宿

- (1) 実業団、大学等が本市で実施する全日本クラスもしくは全九州クラスの合宿
- (2) 本市で実施するプロスポーツ合宿

3 その他のスポーツイベント及び合宿

- (1) 市内の競技団体等が全日本クラスの大会やプロスポーツ大会を本市に誘致した場合など、特別な事由が認められる場合
- (2) 実業団や大学等が実施する合宿で、特別な事由が認められる場合

(支援要件及び支援方法)

第3条 協会がスポーツイベント及び合宿を支援する際の要件と方法は、次のとおりとする。但し、具体的な支援内容については、協会で協議の上、選択する。

1 スポーツイベント

(1) 1種支援

前条第1項に掲げる7つの項目全てを満たすものについては1種支援とし、協会長賞の授与、歓迎看板の作成等の物的支援、大会へのボランティア活動等の人的支援及び名義後援を行う。

(2) 2種支援

前条第1項に掲げる項目のうち5つ以上を満たすものについては2種支援とし、物的支援及び名義後援を行う。

(3) その他の支援

1 種・2種支援以外のものについてはその他の支援とし、名義後援のみを行う。

なお、本市で開催されるスポーツイベントを所管する団体や実行委員会等から協会に対して後援依頼があった場合は、名義後援のみを承諾する。(様式第1号)

2 スポーツ合宿

前条第2項に掲げるいずれかの項目に該当するスポーツ合宿について、歓迎看板の作成等の物的支援を行う。

3 その他のスポーツイベント及び合宿

前条第3項に掲げるスポーツイベント及び合宿については、別途協議の上、支援について判断する。

(支援の申請)

第4条 協会の支援を申請しようとする団体等は、支援申請書(様式第2号)に名称、日時場所、目的及び内容等を記入の上、その他必要な書類を添えて、イベント及び合宿が行われる30日前をめぐに提出しなければならない。

(支援の決定)

第5条 会長は、支援の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、支援を決定する。

(決定の通知)

第6条 会長は、支援を決定したときは、できるだけすみやかに支援の申請をした団体等に対し、支援決定通知書(様式第3号)で通知する。

(変更又は中止)

第7条 支援決定の通知を受けた団体等が、イベント及び合宿を変更し又は中止しようとするときは、あらかじめ変更(中止)承認申請書(様式第4号)により申請し承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請を承認したときは第8条の規定に準じ通知する。

(イベント及び合宿の実施)

第8条 支援決定の通知を受けた団体等は、この要綱の定め並びに支援決定の内容及びこれに付した条件に従い、管理者の注意を持ってイベント及び合宿を行わなければならない。

(決定の取消)

第9条 会長は、この要綱の定め並びに支援決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、その支援の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援における特例)

第10条 会長は、本協会の目的を達成するために必要と認める場合は、申請によらず、スポーツイベント及び合宿への支援を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱の定めのない事項については、協議により定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

市民まちづくり活動支援事業補助金交付要綱

平成19年4月 1日施行

平成21年1月14日改正

平成21年3月26日改正

延岡市企画部市民協働・男女参画課

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民との協働のまちづくりの推進及び合併後の新市の一体感の醸成を図るため、市民や地域住民が自ら考え行う公益性の高いまちづくり活動に対して補助金を交付するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、市内に活動拠点を有する団体、グループ、自治会、特定非営利活動法人等（以下、「団体等」という。）であって、平素より自主活動について他の機関・団体から資金的援助（協賛金、寄附金を除く。）を受けていないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の目的に沿うものであると市長が認めた者については、補助金を交付することができる。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において行われる次に掲げる事業であって、当該会計年度内に完了するものとする。

この場合において、第3号に掲げる伝統文化活動支援事業を除き、原則として新たに始めるまちづくり活動に交付するものとする。

(1) まちづくり活動支援事業

① 市民公益活動支援

- ア. 市民による一般的な公益活動
- イ. 市の活性化や情報発信に寄与すると認められる活動

② コミュニティ活動支援

- ア. 地域住民の福祉・健康増進を図る活動
- イ. 地域住民の防災・防犯に寄与する活動
- ウ. 地域住民の世代間交流を図る活動
- エ. 地域住民の連帯意識の向上等に寄与する活動

(2) 地域間交流・連携支援事業

合併前の旧市町の枠を超えて、市民の相互の交流・連携を図る活動

(3) 伝統文化活動支援事業

地域に残る伝統文化の継承に資する活動

(4) 消費拡大及び地域経済活性化事業

民間活力を誘発し、商店街の活性化や地場産業の振興を図る活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業には、補助金は交付しない。

- (1) 営利を目的として実施されるもの
- (2) 政治的活動または宗教的活動に関するもの
- (3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (4) 活動の効果や利益が特定の個人又は団体等に限られるもの
- (5) 施設の建設、整備又は維持管理を主たる目的とするもの
- (6) 他の補助制度により補助金等の交付を受けるもの
- (7) その他補助金を交付することが適当でないと認められるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 食糧費
- (2) 団体等の一員への謝礼金、人件費及び旅費
- (3) 団体等の運営経費
- (4) その他補助対象経費とすることが適当でないと認められる経費

(補助金の額等)

第5条 交付する補助金の額及び限度額並びに同一の補助対象事業を継続して実施する場合における補助金の交付期間は、別表に掲げるとおりとする。

(申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、別に定める時期までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金計画書
- (3) 団体等の規約、会則及び構成員名簿
- (4) 市税等の完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(検討会議)

第7条 前条の規定によりなされた申請に関し、次に掲げる事項の検討を行うため、検討会議を置く。

- (1) 事業の目的及び内容
- (2) 補助金の額
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 検討会議の委員は、企画部長、総務部長などの市職員で構成し、若干名の市民代表及び

識見を有する者を加えることもできる。また、委員長は互選によるものとする。

3 検討会議は、第1項の規定による選定及び検討の結果を市長に報告するものとする。

(補助金を交付する事業の決定等)

第8条 市長は、前条第3項の規定により報告された選定及び査定の結果を尊重し、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の支払い)

第9条 補助金は、精算払いにより交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助金の10分の9以内の額を概算払いにより交付することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(別表)

補助事業の種類	補助金の額	補助限度額	補助金の交付期間
(1)まちづくり活動支援事業	補助対象経費の5分の4以内	500千円 ただし、2年目及び3年目はそれぞれ前年度に交付を受けた額の3分の2以内	最長3年間
(2)地域間交流・連携支援事業	補助対象経費の5分の4以内	250千円 ただし、2年目及び3年目はそれぞれ前年度に交付を受けた額の3分の2以内	最長3年間
(3)伝統文化活動支援事業	補助対象経費の10分の9以内	1,000千円	1年間
(4)消費拡大及び地域経済活性化事業	補助対象経費の10分の10以内	5,000千円	平成22年3月31日まで

注：補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月26日から施行する。

延岡市市民協働まちづくり推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市の市民参画・協働を推進し、広く意見を聴取するために、延岡市市民協働まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市民協働のまちづくり指針の検討に関すること。
- (2) その他市民参画・協働の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる者の中から20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体構成員
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理する

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画部市民協働・男女参画課において処理する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

延岡市指定管理者選定会議に関する要綱

(設置)

第1条 公の施設の指定管理者の候補者を選定するために、延岡市指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定会議は、公の施設の指定管理者として指定を受けようとする者の中から、選定基準に照らして最も適切な管理を行うことができると認められるものを、当該公の施設の指定管理者の候補者として選定する。

(組織)

第3条 選定会議は、副市長、企画部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、都市建設部長、北方町総合支所長、北浦町総合支所長、北川町総合支所長、上下水道局長及び、教育部長を委員として組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長は、選定会議の会務を総理し、選定会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定会議は、委員長が招集する。

2 選定会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 選定会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、外部の学識経験者等を選定会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、公の施設を所管する課所長又は職員を会議に出席させ、事案について説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 選定会議の庶務は、企画部市民協働・男女参画課で処理する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

審議会等の委員への女性参画要領

(目的)

第1条 この要領は、女性の声を市の施策に反映させることにより、豊かな地域社会を築くため、市における審議会等の委員への女性の参画を積極的に推進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要領の対象となる審議会等（以下「審議会等」という。）は「附属機関及び懇談会等の設置及び運営の基準に関する要領」の第2条(定義)に定める「附属機関」及び「懇談会等」とする。

(目標値等)

第3条 審議会等における女性委員の構成比率の目標値は35%とし、平成23年度末までに達成させるものとする。

(委員の選任)

第4条 各部並びに教育委員会等（以下「各部等」という。）の課（室）は、審議会等の委員（以下「委員」という。）の選任については、次に掲げる方針によるものとする。

- (1) 委員の選任に当たっては、肩書及びポストにとらわれることなく広い分野から積極的に女性を参画させる。
- (2) 委員の選任基準については、「～の長又は～の代表」を「～機関・団体の推薦する者」とするなどの見直しを行う。
- (3) 委員に女性がない審議会等にあつては、最優先で女性を参画させるとともに、女性の層が薄い専門分野においては、若手の積極的な活用に努める。
- (4) 関係機関、関係団体等へ委員の推薦を依頼するときは、特に女性の推薦を依頼する。
- (5) 学識経験者等専門的知識を有する者の選任にあつては、狭義の専門性のみならず、消費者、生活者という観点から柔軟な対応を検討する。

(参画状況報告、参画計画策定及び実行等)

第5条 審議会等を所管する課（室）（以下「所管課等」という。）は、別紙様式1により、毎年3月31日現在の審議会等の女性委員の参画状況を、市民協働・男女参画課に報告するものとする。

2 所管課等は、第3条に定める目標値を達成するため、別紙様式1により、毎年3月31日現在の、所管する審議会等における女性委員の参画計画を策定し、市民協働・男女参画課に報告するものとする。

なお、新たな審議会等の設置、廃止を予定している場合は、事前に市民協働・男女参画課へ連絡するものとする。

3 所管課等は、前条に掲げる方針に従い、参画計画を実行するものとする。

4 所管課等は、参画計画の実行にあたり、困難な状況が予測される場合は、速やかに市民協働・男女参画課に対応策を相談するものとする。

5 次に掲げる審議会等は、参画計画の対象から除外することができる。ただし、当該審議会等にあつても、女性委員の構成比率を引き上げるよう努めるものとする。

- (1) 設置が単年度限りのもの
 - (2) 委員が市職員のみで構成されるもので、内容が連絡調整的なもの
 - (3) 委員が市職員及び市職員以外の者から構成され、内容が業務連絡的なもの
 - (4) 施策的判断を要するものが極めて狭く、かつ、専門的分野での事実確認、選考等を目的とするもの
- 6 女性委員の構成比率の算定に際しては、法令、条例、要綱等により審議会等の組織が、職指定の会長と委員に区別される場合は、会長を算定から除外するものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

延岡市男女共同参画推進会議 設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画行政に関する施策の総合的かつ効果的推進を図るため、延岡市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画行政に関する施策の総合的な企画および推進に関すること。
- (2) 関係部局等の男女共同参画行政に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) その他、男女共同参画行政の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、副市長、各部長、各総合支所長をもって組織する。
会長は副市長を、副会長は企画部長をもってあてる。

(職務)

第4条 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進会議の事務を補助させるため、推進会議に幹事会を置く。

- (1) 幹事会は、推進会議の所掌事務について推進会議を補佐する。
- (2) 幹事は、別表1の職にある者をもってあてる。

(幹事会の会議)

第6条 第1条に規定する推進会議に付する事案は、幹事会の会議に付さなければならない。

幹事会は、必要の都度会長が召集し、事務局長が主宰する。この場合において会長が必要と認めたときは、関係課所長の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 幹事会の補助機関としてワーキンググループを置く。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、企画部市民協働・男女参画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年5月21日から施行する。

(延岡市女性行政推進会議の廃止)

2 延岡市女性行政推進会議設置要綱（平成6年5月18日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(別表1)

幹事会

事務局長	改	市民協働・男女参画課長
幹事		企画課長
	追加	経営政策課長
	追加	人権推進課長
		総務課長
		職員課長
		生活環境課長
		高齢福祉課長
	改	こども家庭課長
		障がい福祉課長
		健康増進課長
	改	総合農政課長
		商業観光課長
		都市計画課長
	追加	教育委員会総務課長
		学校教育課長
		社会教育課長
		消防本部総務課長
		北方町総合支所地域振興課長
		北浦町総合支所地域振興課長
		北川町総合支所地域振興課長

延岡市男女共同参画社会づくり委託事業実施要綱

(目的)

第1条 延岡市における男女共同参画社会の実現を図るため、延岡市は、のべおか男女共同参画プランに定める基本目標（以下「基本目標」という。）に沿った事業の一部（以下「事業」という。）をのべおか男女共同参画会議21に委託する。

(基本目標)

第2条 基本目標は次のとおりとする。

- (1) 男女平等への意識変革
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 女性の健康と保健・福祉の充実
- (4) 女性の就労環境の向上

(事業の内容)

第3条 事業委託年度における事業内容は次のとおりとする。

- (1) 市民を対象とした男女共同参画セミナーの企画運営及び実施
- (2) のべおか男女共同参画会議21会員を対象とした研修会の実施
- (3) DV等市民相談事業の実施、並びに相談員研修の実施
- (4) その他、必要と認められる事業

2 前項に掲げる事業は予算の範囲内で実施するとともに、実施にあたっては延岡市企画部市民協働・男女参画課と十分に連携を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

延岡市離島航路補助要綱

昭和57年 4月14日

延岡市告示第46号

(趣 旨)

第1条 市は、離島航路の維持及び改善を図り、もって離島住民の生活の安定と福祉の向上に資するため、離島航路事業者に対して補助金を交付するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年延岡市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱のを定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島航路 離島航路整備法（昭和27年法律第226号、以下「法」という。）第2条第1項に規定する航路をいう。
- (2) 離島航路事業者 法第2条第2項に規定する離島航路事業者で同法第3条に規定する国の航路補助金の交付を受ける者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、法の適用を受ける離島航路で欠損を生じている離島航路事業者とする。

(補助対象の額)

第4条 補助対象の額は原則として、差引当期純欠損額から当該純欠損額に係る国県補助金を差し引いた額とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、前条に規定する補助対象の額を限度として、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付の申請)

第6条 前条の規定に基づく補助金の交付を受けようとする離島航路事業者は、規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとし、補助金の交付を受けようとする会計年度の6月中に市長に提出するものとする。

- (1) 離島航路整備法第8条及び同法施行規則第4条の規定により国土交通大臣へ提出する航路損益計算書（添付書類を含む。）の写し。
- (2) 国土交通大臣からの離島航路補助金の額の確定通知書の写し
- (3) 宮崎県知事からの離島航路補助金の額の確定通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指導監督)

第7条 市長は必要と認めるときは、補助金の交付決定または交付を受けた補助航路事業者に対して、補助事業に関する必要な報告もしくは資料等の提出を求め、または必要な事項を指示することができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、補助金の交付決定または交付を受けた補助航路事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定の全部もしくは一部を取消し、またはすでに交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助航路事業者が法第11条の規定により国の航路補助金を返還したとき。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和57年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年12月3日から施行し、平成5年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年度に交付する補助金から適用する。